

【基本目標Ⅳ】男女が共に参画できる活力あるまちづくり

(現状と課題)

自由時間の増大、高齢化社会の進行を背景に、心の豊かさが重視されるなど国民のニーズは高度化、多様化しています。これに伴って家庭や職場において充実した生活を送ることへの関心は高まっており、自己を高め、生きがいのある人生を送りたいと思う女性の意識の高まりは社会活動への参加を活発にさせています。

しかし、意識調査によると、「集落役員やPTA会長、副会長の役員の長には女性が少ない主な原因」として、62.5%が「女性自身が責任ある地位につきたがらないから」と回答しており、女性の社会活動への参加は高まっているものの、多様な社会条件が女性の政策・方針決定の場への参画を妨げています。男女があらゆる分野で意思決定の場にかかわり、ともに責任を担っていくことができるよう、様々な社会的条件整備を進めなくてはなりません。

また、高齢化問題、防災、環境保全、国際協力等、市民生活に身近な様々な課題に取り組む市民自治活動を促進し、男女があらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮し活躍することができる社会づくりが重要です。

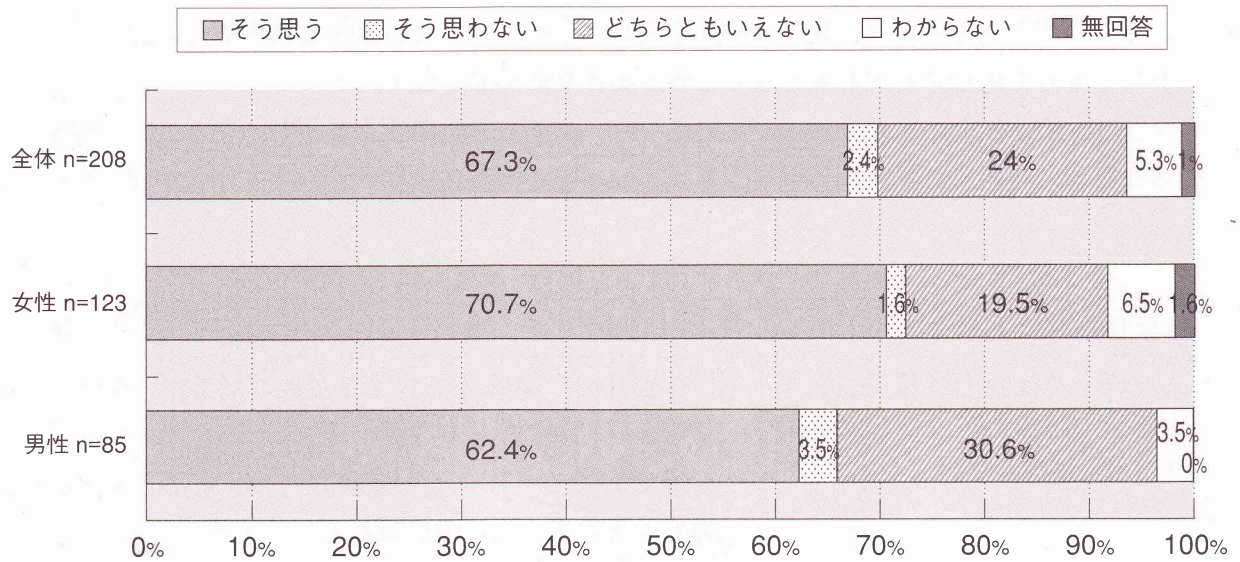
重点目標1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進

これまで男性によって多くを占められていた政策・方針決定の場に女性の意見を反映させることにより、生活者としての視点を取り入れた調和のとれた社会の実現が可能になります。そのために、多方面にわたる人材の発掘、登用、育成を図るとともに、女性の参画意欲をさらに高め、性による差別など参画を阻む諸要因を取り除くための条件整備を図ります。

また、女性が社会におけるあらゆる分野において能力を発揮することができるよう、地域のあらゆる課題に取り組む市民活動団体への参画の促進にむけた情報提供とネットワークづくりを推進します。

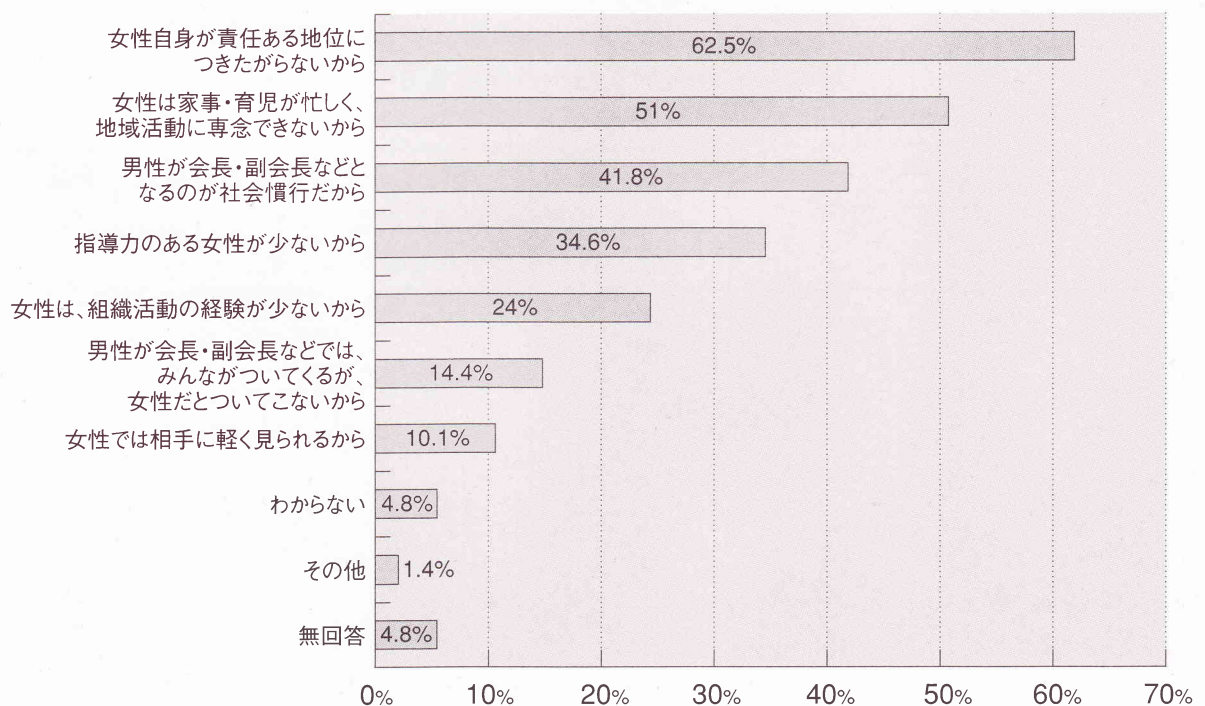
施策の方向	具体的な施策	主管課
1.地域自治活動や各種委員会・審議会・団体への女性の積極的登用の推進	(1)市の委員会・審議会における女性の登用割合40%以上を目標に取り組みます	全課
	(2)女性の委員会・審議会・要綱設置による委員への参画率の定期的な調査を行います	企画振興課
	(3)市議会等、政策決定の場の傍聴の推進など、女性の自治活動参画への意識の高揚を推進します	全課
	(4)市女性職員の育成・登用を推進します	総務課
2.地域の活動団体における女性参画の促進	(1)女性の社会参画を促進する様々な団体、グループ、NPO等、市民活動団体の活動を支援します ・市民活動団体の情報収集及び提供 ・地域組織や各種団体とのネットワーク作りの推進	全課
	(2)市民一人ひとりが政策・方針決定の過程に参加できる環境整備を推進します ・市民の声が反映される環境づくり	全課

問19 あなたは、女性が国会議員や都道府県議会議員、市区町村長、市町村議会議員などの公職に就くことが必要と思いますか、それともそうは思いませんか。



資料：佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（2006年）

問26 PTAや集落など地域団体では、一般的に活動の主体が女性となっても、集落役員やPTA会長、副会長などの役員の長には女性が少ないようです。その主な原因は何だと思いませんか。



資料：佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（2006年）

重点目標 2 防災・災害復興への女性参画の促進

平成16年10月23日新潟県中越大震災の発生により、多くの被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その時の被災者の声から男女双方のニーズを踏まえた防災・災害復興への対策の重要性が認識されるようになり、平成17年12月、国の男女共同参画基本計画（第2次）において新たに必要な取り組みとして「防災分野における女性参画の拡大」が示され、平成18年3月新潟県男女共同参画計画の重点目標にも掲げられています。

これを受けて佐渡市においても、防災・災害復興は私たちの暮らしの最も身近な課題であり、生活の改善に直接つながる分野としてとらえ、政策や方針の決定の段階に女性の視点を取り入れた新たな取り組みがなされるよう女性の参画を促進します。

施策の方向	具体的な施策	主管課
1.防災・災害復興活動における女性参画の促進	(1)男女のニーズを踏まえた防災計画や防災マニュアル等を作成します	防災管財課
	(2)災害時の避難所等、防災・災害復興のさまざまな場面における支援体制に女性の参画を促進します	防災管財課
	(3)自主防災会への女性の参画を促進します	防災管財課

重点目標3 在住外国人女性のまちづくりへの参加促進

佐渡市における在住外国人の数は、平成18年12月末日現在574人で、多くは就労や婚姻等で市内に生活の拠点を置いています。

在住外国人の女性は家庭生活や健康、教育など、生活にかかわるあらゆる場面で、言語や文化、生活習慣が異なることによって多くの問題をかかえているため、地域とのかかわりも少なく相談相手がないなど、問題解決が困難な状況にあります。

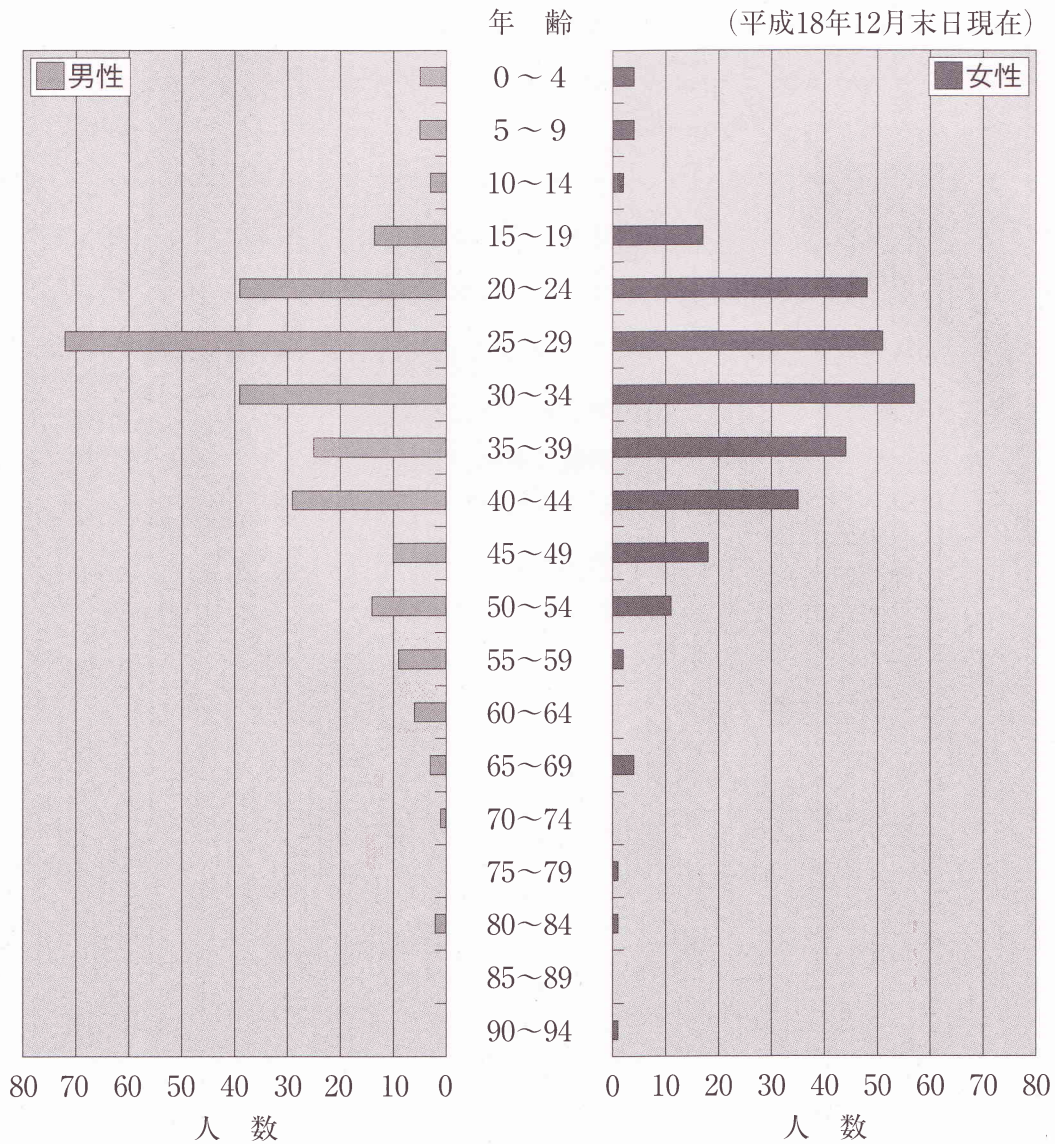
在住外国人も市民の一人であるという認識を高め、同じ地域の構成員として対等な関係を築きながら、それぞれの生活習慣や文化の違いを認め合い、双方の良いところを引き出しあうことにより、男女のパートナーシップのありかたなどについて国際的な視点から見直すきっかけとなるよう、在住外国人女性のまちづくりへの参加を促進します。

施策の方向	具体的な施策	主管課
1.多文化共生を進める教育支援事業の推進	(1)多文化共生の視点に立った国際理解の取り組みを推進します	生涯学習課 企画振興課
	(2)在住外国人向けの教育支援を推進します ・在住外国人の日本語教育支援 ・在住外国人のまちづくり参加を支援する日本語指導等の人材育成と活用の推進	学校教育課 生涯学習課
2.多文化共生を進める生活支援事業の推進	(1)ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制の整備と各種活動への在住外国人女性の参加促進を推進します	社会福祉課 企画振興課 生涯学習課 総務課
	(2)医療・福祉機関における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します	社会福祉課 保健医療課

平成18年12月末日現在の外国人登録者数

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
0～4	5	4	35～39	25	44	70～74	1	
5～9	5	4	40～44	29	35	75～79		1
10～14	3	2	45～49	10	18	80～84	2	1
15～19	12	17	50～54	14	11	85～89		
20～24	39	48	55～59	9	2	90～94		1
25～29	72	51	60～64	6		計	274	300
30～34	39	57	65～69	3	4			

年齢別・男女別外国人登録者数



(資料：市民課外国人登録人口による)

平成18年12月末現在の国籍別、滞在理由別外国人登録者数

(単位：人)

国籍	総数	永住者 特別永住者	非永住者							
			日本人の 配偶者等 (注1)	定住者	留 学 学	家 族 滞 在	就 労			その他 (注2)
							興 行	人文知識 国際業務	その他	
アルゼンチン	3		2	1						
ブラジル	275	17	55	199						4
中国	100	25	30	2		1	1		27	14
インドネシア	43	3	6	1			1		23	9
韓国	27	25	1							1
マレーシア	4	2	2							
モンゴル	15	1		1					10	3
パラグアイ	4		2	2						
フィリピン	72	25	30	7			4			6
タイ	7	2	2	2						1
英国	5	1	1					3		
米国	13	1	2	1				7	2	
その他	6	1	3					1	1	
計	574	103	136	216		1	6	11	63	38

(注1) 日本人の配偶者等：永住者の配偶者等もここに含める。

(注2) その他：商用、学術、観光、親族訪問などのための短期滞在者、研修、在留資格なし等。

(資料：市民課外国人登録人口による)